



市内局番を確かめておかけください

- 南あわじ市役所
総合窓口センター
緑 庁舎 ☎44-3001
西淡庁舎 ☎37-3011
三原庁舎 ☎43-5021
南淡庁舎 ☎50-3031
- 【中央庁舎】
議会事務局 ☎43-5005
市長公室 ☎43-5002
総務部
総務課 ☎43-5001
防災課 ☎43-5006
情報課 ☎43-5003
さんさんネット ☎43-2345
選挙管理委員会事務局
☎43-5004
- 【緑庁舎】
健康福祉部
福祉課 ☎44-3002
長寿福祉課 ☎44-3005
保険課 ☎44-3003
健康課 ☎44-3004
少子対策課 ☎44-3040
- 【西淡庁舎】
産業振興部
商工観光課 ☎37-3012
企業誘致課 ☎37-3046
水産振興課 ☎37-3013
都市整備部
管理課 ☎37-3014
建設課 ☎37-3015
都市計画課 ☎37-3016
教育委員会(教育部)
教育総務課 ☎37-3017
学校教育課 ☎37-3018
人権教育課 ☎37-3019
生涯学習文化振興課
☎37-3020
- 【三原庁舎】
市民生活部
市民課 ☎43-5023
税務課 ☎43-5022
収税課 ☎43-5034
生活環境課 ☎43-5024
農業振興部
農林振興課 ☎43-5025
農地整備課 ☎43-5026
地籍調査課 ☎43-5027
農業共済課 ☎42-6210
農業委員会事務局 ☎43-5029
- 【南淡庁舎】
財務部
財政課 ☎50-3033
管財課 ☎50-3034
下水道部
企業経営課 ☎50-3036
下水道課 ☎50-3039
会計課 ☎50-3040
監査委員事務局 ☎50-3050

決定! 後期高齢者医療制度 平成26・27年度の保険料率を決定しました

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率(均等割額と所得割率)は2年ごとに見直されます。

◆保険料率(平成26・27年度)

| 保険料率 | 26・27年度 |
|------|---------|
| 均等割額 | 47,603円 |
| 所得割率 | 9.70% |

※医療給付費の増加などによる保険料の大幅な上昇を抑制する趣旨から、広域連合決算剰余金約39億円の全額活用と、兵庫県に設置されている財政安定化基金から約34億円を取り崩して、合計約73億円を繰り入れることにより、一人当たり保険料額の上昇幅を833円(均等割額を1,600円、所得割率を0.56ポイント)、1.1%の伸び率の上昇に抑えています

◆兵庫県の保険料計算方法(平成26・27年度)

年間の保険料は一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

保険料額(年額)の上限が55万円から57万円に変更となります。

$$\begin{matrix} \text{保険料額(年額)} \\ \text{上限57万円} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{均等割額} \\ 47,603円 \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ (\text{※総所得金額等} - 33\text{万円}) \times \text{所得割率} 9.70\% \end{matrix}$$

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です。(ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除(社会保険料控除、扶養控除等)は含まれません。)

◆保険料額の通知について

個人ごとの保険料額は7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

◆所得の低い人の軽減

以下の人は、平成25年中の所得に応じて平成26年度の保険料額が軽減されます。平成26年度から5割及び2割の軽減対象が拡大しました。(5割軽減の基準について、24.5万円を乗ずる被保険者数の範囲に被保険者である世帯主を含めるよう変更になりました。2割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額が35万円から45万円に変更になりました)

①均等割額

▼平成25年中の世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の総所得金額等が一定の金額以下の人

| 総所得金額等(被保険者+世帯主)が 次の基準以下の世帯 | | 軽減割合 (軽減後:年額) |
|--------------------------------|---------------------------------------|----------------------|
| 基礎控除額 33万円 | 被保険者全員の各所得(年金所得は 控除額を80万円として計算)が0円 | 9割 (4,760円) |
| | 上記以外 | 8.5割(注1) (7,140円) |
| 基礎控除額33万円+24.5万円×被保険者の数 | | 5割 (23,801円) |
| 基礎控除額33万円+45万円×被保険者の数 | | 2割 (38,082円) |

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。
(注1)本来は7割軽減ですが、軽減措置で平成26年度は8.5割軽減となります。

②所得割額

所得割額算定にかかる所得(総所得金額等-基礎控除額33万円)が、58万円(年金収入のみの場合は211万円)以下の人は、所得割額が5割軽減されます。

◆被扶養者だった人の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人は、当分の間、所得割額はかからず、均等割額が5割軽減されます。

さらに特例として、平成26年度は、均等割額が9割軽減され、年額4,760円となります。

なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた人は対象にはなりません。

☎保険課 ☎44-3003

☎後期高齢者医療広域連合(コールセンター) ☎078-326-2021

国民健康保険 70歳から74歳までの人の医療費窓口負担

◆医療費の窓口負担について、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える人(誕生日が昭和19年4月2日以降の人)は、70歳の誕生日の翌月から2割負担となります。(※ただし各月1日が誕生日の人はその月から2割負担)

【例】昭和19年4月2日から昭和19年5月1日生まれの人、平成26年5月診療から2割負担になります。

◆平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた人(誕生日が昭和19年4月1日までの人)は、平成26年4月以降も1割負担のまま変わりません。

◆なお、一定の所得がある人はこれまでどおり3割負担です。

☎保険課 ☎44-3003

| 区分 | 自己負担割合 | 備考 |
|-------------------------|-----------------------|---|
| ①現役並み所得者 (一定の所得がある人) | 3割負担 | 医療費の窓口負担は、これまでどおり3割です。 |
| ②現役並み 所得者以外 | 昭和19年4月2日 以降に生まれた人 | 70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の人はその月)の診療から、窓口負担が2割になります。 |
| | 昭和19年4月1日 以前に生まれた人 | 医療費の窓口負担は、これまでどおり1割です。 |

補助

新婚世帯へ家賃補助制度

- 市では若者の市内への定住と民間賃貸住宅の活用を図ることを目的に、新婚世帯へ月額上限1万円(最長3年)の家賃補助を実施しています。
- 補助金の交付要件**
- 婚姻届出日より4年以内の申請であること
 - 夫婦の合計年齢が申請時点で満80歳未満であること
 - 婚姻届出日の前1年以内、後4年以内に市内の民間賃貸住宅と賃貸契約を結んでいること
 - 当該住宅が申請者の1親等の親族(両親)の所有でないこと
 - 同上の住所で住民票に記載されていること(新婚世帯及び同居者)
 - 市税を滞納していないこと(新婚世帯及び同居者)

- ⑦家賃(共益費・駐車場使用料等を除く)が月3万円以上であること**
- ⑧家賃を滞納していないこと(後日請求書提出時に確認)**
- ⑨新婚世帯の前年の年間総収入が600万円以下又は総所得金額が426万円以下であること**
- ※所得のある者が2人以上いるときは、主たる収入者の収入(所得)に他の収入者の収入(所得)の2分の1を加えた額を総収入(所得)金額とみなします
- 補助金の交付期間**
- 交付期間は認定日の月から補助金交付事由が消滅した日の前月までとし、最長36ヶ月間とする。ただし、婚姻届出日の月から数えて48ヶ月を超える分については交付しません。
- ☎少子対策課 ☎44-3040

5月は、消費者月間です!

近年、高齢者の消費者被害が増加しています。また、一度被害にあった高齢者が再び狙われる二次被害も増加傾向です。市では、平成22年4月から消費生活センターを設置

し、専門の相談員が消費生活に関する相談に応じたり出前講座を実施しています。消費生活に関する、少しでも不安があればお気軽にご相談ください。

消費生活センター開設日時
月曜～金曜日(祝日除く)
午前9時～正午、午後1時～4時
☎消費生活センター ☎43-5099

みなさんのお役に立ちます

- 植木剪定 ○大工・左官仕事 ○農作業 ○除草・草刈 ○軽作業
- 施設管理 ○清掃 ○毛筆筆耕 ○家事手伝い(掃除・洗濯・食事支度) など

お気軽にお電話下さい どの仕事でもご相談下さい

(公社)南あわじ市シルバー人材センター

広田事業所 TEL / 0799-45-0012
〒656-0478 南あわじ市市福永 358-1 (三原庁舎内)
TEL / 0799-42-5339 FAX / 0799-42-6044

福良事業所 TEL / 0799-52-0070
西淡窓口 TEL / 0799-36-2083

広告